

平成21年第12回辰野町議会定例会会議録(1日目)

1. 招集告示年月日 平成21年 8 月 25 日
2. 開会場所 辰野町議事堂
3. 開会年月日 平成21年 9 月 2 日 午前10時
4. 議員総数 14名
5. 出席議員数 14名
  - 1 番 矢ヶ崎 紀 男
  - 2 番 前 田 親 人
  - 3 番 三 堀 善 業
  - 4 番 中 谷 道 文
  - 5 番 中 村 守 夫
  - 6 番 永 原 良 子
  - 7 番 船 木 善 司
  - 8 番 岩 田 清
  - 9 番 根 橋 俊 夫
  - 10 番 成 瀬 恵 津 子
  - 11 番 宮 下 敏 夫
  - 12 番 宇 治 徳 庚
  - 13 番 山 岸 忠 幸
  - 14 番 篠 平 良 平

6. 会議事項

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第 1 号 平成20年度辰野町一般会計決算
- 日程第 4 議案第 2 号 平成20年度辰野町上水道事業会計決算
- 日程第 5 議案第 3 号 平成20年度辰野町簡易水道特別会計決算
- 日程第 6 議案第 4 号 平成20年度辰野町小野簡易水道特別会計決算
- 日程第 7 議案第 5 号 平成20年度辰野町公共下水道特別会計決算
- 日程第 8 議案第 6 号 平成20年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計決算
- 日程第 9 議案第 7 号 平成20年度辰野町農業集落排水処理施設特別会計決算
- 日程第10 議案第 8 号 平成20年度辰野町国民健康保険特別会計決算
- 日程第11 議案第 9 号 平成20年度辰野町国民健康保険第一診療所特別会計決算
- 日程第12 議案第10号 平成20年度辰野町国民健康保険川島診療所特別会計決算
- 日程第13 議案第11号 平成20年度辰野町後期高齢者医療特別会計決算
- 日程第14 議案第12号 平成20年度辰野町老人保健医療特別会計決算
- 日程第15 議案第13号 平成20年度町立辰野総合病院事業会計決算
- 日程第16 議案第14号 平成20年度辰野町介護老人保健施設特別会計決算

- 日程第17 議案第15号 平成20年度辰野町有線放送特別会計決算
- 日程第18 議案第16号 平成20年度辰野町介護保険特別会計決算
- 日程第19 議案第17号 辰野町赤羽介護予防センター設置及び管理に関する条例の  
制定について
- 日程第20 議案第18号 町立辰野総合病院設置等に関する条例の一部を改正する条  
例について
- 日程第21 議案第19号 辰野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例  
について
- 日程第22 議案第20号 平成21年度辰野町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第23 議案第21号 平成21年度辰野町上水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第24 議案第22号 平成21年度辰野町公共下水道特別会計補正予算（第1号）
- 日程第25 議案第23号 平成21年度辰野町農業集落排水処理施設特別会計補正予算  
（第1号）
- 日程第26 議案第24号 平成21年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算（第1  
号）
- 日程第27 議案第25号 平成21年度辰野町介護老人保健施設特別会計補正予算  
（第1号）
- 日程第28 議案第26号 平成21年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第29 議案第27号 長野県市町村総合事務組合を組織する市町村数の減少につ  
いて
- 日程第30 議案第28号 長野県市町村自治振興組合を組織する市町村数の減少につ  
いて
- 日程第31 議案第29号 長野県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の  
数を減少することについて
- 日程第32 議案第30号 両小野国保病院組合同規約の一部を変更する規約について
- 日程第33 議案第31号 辰野町公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第34 議案第32号 新型インフルエンザ対策医療機器購入契約について
- 日程第35 議案第33号 辰野町教育委員会委員の任命について
- 日程第36 報告第1号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく平成20  
年度財政指標等の報告について

日程第37 請願・陳情について

7. 地方自治法第121条により出席した者

町長	矢ヶ崎 克彦	副町長	赤羽 八洲男
教育長	古村 仁士	代表監査委員	小野 眞一
総務課長	小沢 辰一	まちづくり政策課長	松尾 一利
住民税務課長	林 龍太郎	保健福祉課長	井口 敬子
産業振興課長	中村 良治	建設水道課長	増沢 秀行
水処理センター所長	一ノ瀬 保弘	会計管理者	竹淵 光雄
教育次長	林 一昭	病院事務長	荻原 憲夫
福寿苑事務長	金子 文武	消防署長	赤羽 守
両小野国保診療所 事務長	向山 光	社会福祉協議会 事務局長	林 康彦

8. 地方自治法第123条第1項の規定による書記

議会事務局長	桑 沢 高 秋
議会事務局庶務係長	武 井 庄 治

9. 地方自治法第123条第2項の規定による署名議員

議席 第13番	山 岸 忠 幸
議席 第1番	矢ヶ崎 紀 男

10. 会議の顛末

○局 長

ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

○議 長

おはようございます。9月議会大変ご苦労さまでございます。9月議会は決算議会でございますので、更なる慎重審査をお願いをいたします。8月も過ぎ少し過ぎやすくなってまいりましたが、まだまだ残暑厳しい日が続くと思われまますので皆さま方におかれましてはくれぐれもご自愛のうえ、ご活躍をご期待申し上げます。さて政権交代の是非が最大の焦点となった第45回衆議院選挙は民主党が歴史的な勝利を収め、1955年の結党以来ほぼ一貫して政権の座にあった自民党は衆議院選でも第2党に転落し日本の近代史において明治維新、大化の改新に並ぶ大きな変革であると思っております。政権を担う以上責任を持って国民の信頼を得られる政治を願ってや

みません。地方議会といたしましては国の動向を注視していきたいと思えます。定足数に達しておりますので、これより平成21年第12回辰野町議会定例会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。ここで議長の諸般の報告を行います但書報告とし、お手元に配付してありますので後ほどご覧いただきたいと思えます。続いて議事に入ります。本日の議事日程はあらかじめお手元に配布したとおりであります。第12回定例会招集にあたり町長より挨拶を受けます。

○町 長

本日ここに第12回辰野町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位には時節柄お忙しいところをご出席賜り感謝を申し上げます。ご承知のとおり7月21日衆議院が解散され、衆議院総選挙は8月30日執行されたところであります。政権選択選挙とも言われ暑い中での選挙戦は国民の関心も高く、当町においても前回は上回る80.1%と高い投票率となり、不況による閉塞感の中で全国的なマスコミ報道等の流れにも乗り、民主党の圧勝という結果となりました。経済状況を見ますと、4月から6月期の国内総生産はプラス成長に転じましたが、雇用の面では7月の完全失業率が5.7%求人倍率は0.42倍であり、上伊那地域は更に厳しい0.30倍の状況下にあります。他方、消費者物価指数は前年同月比で2.2%の下落となり過去最大の下げ幅を記録いたしました。新政権はこのような景気低迷と雇用の不安の中で船出となっていくわけでありますが、あげて国民世論に伝えていくような政策を執って欲しいとこのように願ってやまないところであります。国を挙げて進めてきた行財政改革路線の方針転換や207兆円の予算の全面組み替え等も掲げられておるところでございますが、いずれにしましても県下町村長との連携を県の町村会などから取らしていただき緩やかな政策の転換と、そして地域主権を目指すべく地方の財源確保や、地方公立病院をはじめとする地方財政の支援を要望してまいりたいと思っております。

さて昨日9月1日は関東大震災に因んでの制定された防災の日でありました。8月11日駿河湾を震源とする地震がありまして、当町でも震度3が記録されまして改めて地震の恐怖感を感じたところであります。また8月8日竜東地区を襲いました局所的な豪雨は、近年の災害の正に典型でもあるわけであります。これから台風シーズンを迎えるわけでありますが、様々な災害への備えを怠らないよう9月6日には総合防災訓練をお願いし、自助・互助・公助の連携の中で災害に強い町づくり

を進めてまいりたいと思うところであります。更に本年は自然災害に加えまして新型インフルエンザH1N1の感染拡大が深刻な状況となっております。WHOが6月12日にパンデミックを宣言して以来、国を挙げて感染防止策を取ってきたところではありますが、最近1週間の推計患者は全国で15万人ともいわれ、そのような発表もなされたところでありますが、当町でも中央保育園で複数の園児がインフルエンザの簡易検査でA型が確認されました。長野県の集団発生の件数は8月末現在で116件計689人となっております。多くの方は軽症のまま回復してはおりますが、基礎的疾患のある方や幼児、妊娠している方は重篤化するリスクが高いとも言われており、9月末頃と言われる流行のピークに備えて町も辰野病院をはじめ受け入れ態勢、また支援態勢、防止態勢、防御態勢などを整えてまいりたいと、このように考えておるところでございます。

さて決算議会と言われております今定例会に提案いたします議案は、平成20年度辰野町一般会計を始め議案第16号まで各特別会計決算の認定をお願いするものであります。一般会計の決算額は歳入で78億6,586万6,000円、歳出で75億8,113万円となり繰越明許費を除く実質収支額は2億6,675万6,000円の黒字決算となりました。実質公債費比率などの主要財政指標も予想以上に早く皆さん方の協力を得て改善され、健全財政を堅持することができてきております。このほか赤羽介護予防センター設置及び管理に関する条例の制定1件、条例の一部改正2件、平成21年度補正予算7件、一部事務組合等における組織市町村数の減少3件、規約の一部変更1件、辰野町の公の施設指定管理者の指定1件、新型インフルエンザ対策医療機器購入契約1件、人事案件1件等、計33議案であります。なお契約が整えば追加議案といたしまして、移動図書館車の購入契約について提案させていただきたいと思っております。提案時にそれぞれご説明申し上げますので、原案可決くださいますようお願いを申し上げます。

なお今後緊急案件がない限り9月定例会が私にとりましては、町長の三期めの最終議会となるわけであります。顧みますと新たな財政指標も示され、厳しい財政下にありましても町にとって有利な、そして高い率の補助金等を獲得しながら積極的に各事業を執行することができましたのも、議員各位をはじめ町民の皆さんの温かいご理解とご支援の賜と、衷心より深甚なる敬意と感謝を申し上げる次第であります。病院建設問題、道路問題等、懸案事業を抱えて混迷した難しい局面にあるとこ

ろであります。足腰の強い辰野町づくりのために今までに培った経験と人脈を活かし不転の決意を持って、全身全霊を傾けていく所存でございます。議員各位の更なるご支援を賜りますようお願い申し上げ、第12回定例会招集にあたっての挨拶といたします。

○議長

これより日程に基づく会議に入ります。日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第115条の規定により議席13番、山岸忠幸議員、議席1番、矢ヶ崎紀男議員を指名いたします。日程第2、会期の決定の件を議題といたします。議会運営委員長より委員会における協議結果の報告を求めます。議会運営委員長、宇治徳庚議員。

○議会運営委員長（宇治）

皆さんおはようございます。去る8月25日議会運営委員会を開催し、平成21年第12回辰野町議会9月定例会の審議案件並びに会期日程について協議をいたしましたので、その結果についてご報告申し上げます。8月25日辰野町告示第61号によって、辰野町長より9月定例会を9月2日に招集する旨の告示をされたことを受け、委員全員、正副議長同席のもと9月定例会の審議案件並びに会期日程など、議事運営について慎重に協議を行い、全員一致して決定いたしました。会期日程（案）並びに審議内容の詳細につきましては、議会事務局長より朗読いたしますので全議員のご賛同をいただきますようお願い申し上げます、議会運営委員長の報告といたします。

○議長

続いて、事務局長から会期日程案を朗読いたします。

○議会事務局長

（会期日程案 朗読）

○議長

お諮りします。本定例会の会期並びに議事運営については、議会運営委員長の報告のとおり決めるにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議長

異議なしと認めます。よって本定例会の会期は本日から9月17日迄の16日間と決定いたしました。日程第3、議案第1号平成20年度辰野町一般会計決算から日程第

18、議案第16号平成20年度辰野町介護保険特別会計決算までの16件を一括議題といたします。提案者より各会計決算についての報告を求めます。

○町 長

それでは議案第1号から16号までの提案理由を申し上げます。繰り返しますが議案第1号平成20年度辰野町一般会計決算から議案第16号平成20年度辰野町介護保険特別会計決算までの提案説明であります。一般会計及び特別会計の決算は地方自治法の定めるところにより、歳入歳出予算の執行の実績に基づき会計管理者がこれを調整することになっております。

今議会では平成20年度の歳入歳出予算に対しての決算の状況を明らかにし、予算の執行の適否を審査していただくことにより、執行機関の事務の公正を確保するものであります。決算及び付属書類につきましては、監査委員の意見を付して議会へ提出し、認定を受けるものでありますので原案認定くださいますようお願い申し上げます、提案理由とさせていただきます。なお決算の概要につきましては会計管理者に説明いたさせますのでよろしくお願いいたします。

○会計管理者

それでは平成20年度辰野町一般会計及び各特別会計の決算を提案するにあたり、その概要についてご説明を申し上げます。平成20年度も依然として厳しい行財政状況の中、平成19年度に国から示された財政健全化判断比率の実質公債費比率・将来負担比率など4指標を改善し、健全なる財政維持のため行財政改革を更に進め限られた財源の有効活用や、経常経費の節減に努め予算を執行してまいりました。一般会計決算総額は歳入で78億6,586万6,000円、歳出で75億8,113万円となり、翌年度繰越額は2億8,473万5,000円となり、繰越明許費繰越額の1,797万9,000円を差引き翌年度繰越額は2億6,675万6,000円となりました。基金につきましては、財政調整基金など合計1億6,846万2,000円を積立てました。また基金の繰入は、町営住宅整備基金など合計1億6,546万8,000円を取り崩し、土地開発基金を含む基金総額は27億4,007万2,000円となりました。歳入では、町税全般で前年度に対し4.7%増の31億502万4,000円となりました。地方交付税については総額21億2,113万3,000円となり前年度に比較して478万円の減となりました。町債は4億9,330万円で災害復旧に係わる事業減により前年度と比較して6,770万円の減となりました。

歳出について主な事業を申し上げます。議会費は議員報酬ほか、議会運営に要した経費です。総務費では行政事務委託負担金のほか2河川の浸水想定図策定、全国瞬時警報システムの導入を実施し、定額給付金の一部は翌年度に繰り越しました。選挙費では選挙管理委員会に要した費用です。民生費では福祉活動費、各種扶助費などのほか、町社協負担金、養護・特別養護老人ホームなどの建設償還金負担金、介護保険特別会計への繰出金、公費給付費の福祉医療費給付金、後期高齢者医療広域連合負担金、老人保健医療特別会計・後期高齢者医療特別会計への繰出金、保育園運営費などのほか、昨年に引き続き灯油購入補助を実施し、神戸・赤羽地区介護予防空間整備事業は翌年度に繰り越しました。衛生費ではインフルエンザをはじめ各種の予防接種や検診、辰野総合病院、両小野国保病院、福寿苑への負担金・補助金・出資金・繰出金などのほか、水道費として、上水、簡水等の起債償還の繰出金・負担金また、塵芥処理費として各種処理委託料や負担金などです。農林水産業費では町単土地改良事業のほか、国庫補助土地改良事業として、元気な地域づくり交付金事業を実施し送水管補修工事は翌年度に繰り越しました。負担金事業費として中山間地域総合整備事業を、地籍調査事業では小野地区を推進し、農構事業ではかやぶきの館指定管理移行に伴う各種修繕工事を実施いたしました。商工費では中小企業振興資金の融資の保証及び利子補給をはじめ、各種事業への補助金負担金等により引き続き商工業の振興に努めてまいりました。土木費では町道の道路維持、改良工事、舗装工事等を実施したほか、土地開発公社健全化計画に伴う新町後山地区等の土地の取得、公共・特環特別会計への繰出金のほか、町道1号線城前橋改築に伴う歩道工事委託料は翌年度に繰り越しました。消防費では常備消防費の伊那消防組合本部負担金、辰野消防署負担金が主なもので、耐震性貯水槽新設工事・消火栓の新設移設を実施し、地域防災力の向上を図ってまいりました。教育費では小中学校の施設補修・耐震2次診断等をはじめ教育環境の整備に努めてまいりました。また社会教育施設の管理運営などを通じて生涯学習の機会の提供や家庭教育の振興を図ってまいりました。災害復旧費は現年災町単災害復旧事業3箇所の工事を実施致しました。公債費は起債の元金・利子の償還金であります。

次に特別会計の主な事業を申し上げます。上水道事業会計については、公共下水道事業に伴う配給水管の改良工事が概ね終了したため、石綿管の布設替え工事、上島地区配水管新設工事、送水・揚水ポンプ取り替え工事、給配水施設巡視車の更新



などを実施し、水道水の安定供給に努めてまいりました。簡易水道特別会計及び小野簡易水道特別会計では、水質管理の徹底と水源施設の維持管理に努めてまいりました。公共下水道特別会計については、下辰野駅前地区の管渠工事を実施し、供用開始区域の拡大を図るとともに宅内接続の普及に努めてまいりました。平成20年度をもって下水道整備事業はほぼ終了となりました。特定環境保全公共下水道特別会計及び農業集落排水処理施設特別会計では、各施設の水質管理や維持管理に努めてまいりました。国民健康保険特別会計については、地域医療の確保と住民の健康増進に努めてまいりました。しかしながら急速な少子高齢化や、国・地方を通じた厳しい財政状況下で運営は極めて困難になってきております。被保険者数は医療制度改正により、75歳以上の方が後期高齢者医療制度に移行したのが大きな要因で、2,834人の減となりました。第一診療所特別会計は週2回、川島診療所特別会計は一日減の週1回それぞれ診療と往診を行ってまいりました。後期高齢者医療特別会計では今年度より「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、これまでの老人医療制度に代わりまして創設された特別会計であります。町では保険料の徴収と一般会計からの繰入金を後期高齢者医療広域連合への負担金として納付いたします。老人保健医療特別会計では、後期高齢者制度の創設により平成20年3月で医療給付は基本的には終了しましたが、遡及請求等に備え平成23年3月まで給付を行うこととなっております。また支払基金からの収入が年度を越すため、不足する歳入は繰上充用で補填をいたしました。町立辰野総合病院事業会計については、常勤医師の減により、入院、外来とも患者数が減となりました。医業費用につきましても節減に努めましたが赤字決算となりました。平成21年3月策定の町立辰野総合病院改革ガイドプランに基づき経営改善に取り組んでまいりたいと思っております。介護老人保健施設特別会計につきましては、保険制度の改正や介護報酬の改訂により依然厳しい運営を余儀なくされています。今後も使命を再認識し健全経営を目指してまいります。有線放送特別会計につきましては、老朽化した施設の保守管理、有効活用を図るとともに、ほたるチャンネル放送の充実にも努力してまいりました。介護保険特別会計につきましては介護保険料と公費で支えあう制度であり、訪問介護など在宅サービスや介護老人福祉施設などに入所して受ける施設サービスを提供してまいりました。

以上のとおり一般会計と13の特別会計と2つの企業会計、合わせて16会計であり

ますが、平成20年度に計画いたしました数々の事業が概ね完成することができました。これもひとえに町議会を始め町民各位のご理解とご協力の賜物と、心から敬意と感謝を申し上げます。以上申し上げます概要説明とさせていただきます。細部につきましては、別冊の決算説明資料をご覧ください内容ご審議のうえ、認定下さいますようお願い申し上げます。以上です。

○議 長

続いて決算審査の結果について、小野代表監査委員より報告を求めます。

○小野代表監査委員

決算審査の結果についてお手元の審査意見書に沿って主な点について報告します。平成20年度辰野町一般会計及び各特別会計決算審査意見書の1ページをお開きください。平成21年8月4日、5日、6日、7日、10日に役場第2会議室及び第7会議室において平成20年度の一般会計及び特別会計13会計の歳出歳入決算、並びに地方自治法施行令第166条第2項に定める書類について関係担当者から説明を受け、例月出納検査及び定期検査の結果をも照合し併せて検討を行いました。また7日午前中には財政健全化法による健全化判断比率、及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを審査しました。2ページの表1をお願いいたします。平成20年度の一般会計及び特別会計の総決算額は、歳入総額137億4,726万5,000円、歳出総額133億9,037万2,000円、前年対比では歳入で10.89%、歳出では11.11%とそれぞれ減額となりました。世界的な経済不況の向かい風を受け、平成19年度増加に転じた決算規模も、平成20年度は再び減額に転じました。一般会計決算額は、歳入総額78億6,586万6,000円、歳出総額75億8,113万円で、実質収支額は2億6,675万7,000円の黒字決算であります。これに13特別会計を加えての実質収支は、3億3,891万4,000千円の黒字決算となっております。3ページの表2をご覧ください。一般会計の歳入状況は、歳入全体に占める割合の多い町税ですが対前年比4.7%、1億3,830万6,000円の増額となりました。地方交付税は昨年に地方交付税は昨年に引き続き478万円、地方譲与税も530万9,000円とそれぞれ微減となり、昨年度に大幅減額された状況はそのまま推移しております。まず町税のうち主なものの町民税は前年に対し13.0%、1億7,058万5,000円、固定資産税は企業進出の影響により0.4%、567万9,000円がそれぞれ増え、軽自動車税、都市計画税、入湯税なども増加となりました。戻って3ページ表2をお願いいたしま

す。地方交付税は21億 2,113 万 3,000 円で7年連続の減額となっています。現年度課税分の収入額が30億 8,726 万円で前年度比10.5%、1億 3,895 万 1,000 円の増となりました。収納率は98.4%で前年度比0.3%減となりました。町税全体の収入未済額は1億 6,752 万 9,000 円で前年より2,729 万 2,000 円の増となっております。町税等の滞納整理については、過年度分の収納率が12.7%で前年より1.3ポイント下回っております。自主財源確保と税の公平性の見地から今後も引き続き最善の努力をお願いするものであります。

7ページ表6をお願いいたします。次に予算の執行状況であります。予算額81億 4,186 万 7,000 円に対し支出額75億 8,113 万円で執行率93.1%となっており、歳出総額では前年度を4.7%、3億 7,208 万 8,000 円下回っております。前年に比べ歳出が下回った原因は、一昨年度からの災害復旧費の繰越分等が影響しており、必要経費以外の予算執行では職員の意識改革も進み、行政評価に基づく進行管理や協働のまちづくりの推進が浸透しつつあり、経費の節減が図られたと考えます。このため実質収支では翌年度へ2億 6,675 万 7,000 円の繰越しができました。14ページの表12をお願いいたします。また主要財務指標のうち経常収支比率は86.9%で前年より1.0%下がり改善されました。今後も一層経常経費の抑制に留意されたい。財政力指数は0.571となり前年より0.027好転しています。

18ページと19ページの表13をご覧ください。20年度決算から正式に「財政健全化判断比率」とその基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを決算審査することと定められ、8月7日にすべての書類について審査をしました。いずれも適正に作成されているものと認めました。健全化判断比率ですが「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」ともに黒字となっており問題ありません。「実質公債費比率」は18.2%で前年に比べ2.5%と2年連続大幅に改善したことに対し関係職員の努力を大いに評価します。いよいよ18%未満の「地方債許可協議団体」への仲間入りが目下となりました。更に一層、改善に向け努力されることを望みます。「将来負担比率」は92.5%となっています。早期健全化基準が350.0%からすれば健全の範囲内と考えられます。

戻りまして12ページの表7をご覧ください。次に一般会計の基金であります。いくつかの基金で5億 6,546 万 8,000 円の取り崩したものの道路建設基金に5,100 万円、町営住宅整備基金に1,350 万 7,000 円、財政調整基金に5,000 万円、病院建

設基金に 5,158 万円等、合計 5 億 6,846 万 2,000 円の積立てができました。一般会計の基金残高は 27 億 4,007 万 2,000 円、特別会計を含む基金残高は 35 億 1,755 万 2,000 円となりました。なお審査に付された書類、その他関係帳簿の計数は正確であり、各基金は設置の目的に沿って適正に運用されたものと認めました。

戻りまして 2 ページの表 1 をお願いいたします。続いて特別会計であります、国民健康保険特別会計ほか 13 会計の歳入総額は、58 億 8,139 万 9,000 円、歳出総額 58 億 924 万 1,000 円、実質収支 7,215 万 8,000 円の黒字決算であり、各会計とも特に問題とする指摘もなく適正でありました。またそれぞれの特別会計における事業目的を達成するためには、安易に一般会計からの繰入金に頼ることのないよう、中長期的な事業計画のもとに確実な財源確保と経費の削減を望むところであります。

次に平成 20 年度公営企業会計決算についてであります。お手元の公営企業会計決算審査意見書の 1 ページをお開きください。8 月 4 日及び 6 日に役場第 2 会議室において、辰野町上水道事業会計及び町立辰野総合病院事業会計を審査いたしました。14 ページと 15 ページをお開きください。また 8 月 7 日には財政健全化法による「資金不足比率」とその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを審査しました。いずれも適正に作成されているものと認められました。資金不足比率は両事業会計とも黒字となっているため問題はありませんでした。

戻りまして 6 ページの表 5 をご覧ください。上水道事業会計においては収入の主なものが給水収益であり、給水人口が減る状況では収入増が大きく望めない中、支出面において経費の節減に努力したことから、昨年に引き続き経常利益が 559 万 3,000 円となりました。7 ページの審査意見をご覧ください。また水道使用料金の収納確保については、昨年に引続きコンビニ納入を推進したり、特に悪質と思われる者については条例に基づき給水停止などの措置もとり、公平性の確保と経営安定に努めています。水道使用料の未収金は昨年に続き減少したことは評価でき、なお一層努力をされたい。上水道事業の運営は P C タンクの耐震工事や施設の老朽化などで依然として厳しい経営状況にあります。公営企業としての基本原則である経済性を発揮し経常経費の節減、施設の効率的な運営、建設コスト縮減など、安全で美味しい水を安価で供給するために更なる経営の健全化に向けた努力を望むものであります。

8 ページをお願いいたします。次に町立辰野総合病院事業について申し上げます。

平成20年度の決算では、内科医1名の減により入院患者数が前年度と比べて4,385人と減り、外来患者は1,869人と前年度に比べて減少しております。11ページ表1をお願いいたします。このため収益では入院で前年対比8,476万5,000円の減、外来でも1,987万6,000円の減となっています。この結果1億6,271万8,000円の当年度純損失が生じ前年度繰越欠損金を含めた当年度未処理欠損金は6億7,640万8,000円となり、現状では非常に厳しい状況下にあります。13ページの審査意見を参照ください。これを解決するには、医師確保が最重要課題でありあらゆる手を尽くし医師確保に向けた様々な取り組みをされるよう、更に望むものであります。医療を取り巻く環境はますます厳しくなり、特に自治体病院の経営は一層厳しくなっております。このような状況下で、平成21年3月に策定した町立辰野総合病院改革プランの進捗状況や医師不足等、新病院建設については大変な困難が予想されます。特に上伊那・諏訪・松塩の三広域圏との連携を視野に入れ、国の医療政策の動向を見極め、一層厳しくなる町財政の見通しを十分検討し、住民への情報開示を積極的に進めながら、中核病院としての特徴を活かした質の高い医療と患者サービスの向上を図るために、早急かつ慎重に対応されたい。また経営改善については、経費節減はもとより全職員の経営意識の向上と、一人ひとりが誠意をもった医療サービスに徹し、地域住民から親しまれる信頼される伊北地域の基幹病院としての役割を十分果たせるよう望むところであります。未収金については、医業未収金は改善の方向が見られますが、毎日の窓口請求で未収金を発生させないことが重要であります。入院・外来とも関係各部署が連携をとり、徴収体制の工夫をするなど窓口職員のみならず職員一丸となって未収金防止に努力されたい。また医業外未収金についてもその成果が表れるようなお一層の強化を図られたい。

以上平成20年度一般会計ほか各会計の決算は、決算書及び諸帳簿、証拠書類について精査し慎重審査を行いました。収支の計数に誤りもなく、証拠書類も整備され、会計経理は正確と認め意見といたします。最後に厳しい財政状況が続く中、平成20年度決算も健全財政を堅持したことを評価して報告を終わります。

#### ○議 長

ここで各会計の決算について質疑を行います。委員会に付託する関係もございませぬので総体的な問題について質疑を行います。

(質疑 なし)

○議 長

質疑を終結します。お諮りいたします。本、決算関係議案につきましては会議規則第37条の規定により、各常任委員会に分割付託したいと思いますがご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって総務産業建設常任委員会に対し、議案第1号平成20年度辰野町一般会計決算の歳入全部、歳出の内1. 議会費、2. 総務費、4. 衛生費の内水道費、6. 農林水産業費、7. 商工費、8. 土木費、9. 消防費、11. 災害復旧費、12. 公債費、14. 予備費、議案第2号平成20年度辰野町上水道事業会計決算、議案第3号平成20年度辰野町簡易水道特別会計決算、議案第4号平成20年度辰野町小野簡易水道特別会計決算、議案第5号平成20年度辰野町公共下水道特別会計決算、議案第6号平成20年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計決算、議案第7号平成20年度辰野町農業集落排水処理施設特別会計決算、議案第15号平成20年度辰野町有線放送特別会計決算認定の件。社会福祉教育常任委員会に対し、議案第1号平成20年度辰野町一般会計決算の歳出の内、3. 民生費、4. 衛生費(水道費を除く) 10. 教育費、議案第8号平成20年度辰野町国民健康保険特別会計決算、議案第9号平成20年度辰野町国民健康保険第一診療所特別会計決算、議案第10号平成20年度辰野町国民健康保険川島診療所特別会計決算、議案第11号平成20年度辰野町後期高齢者医療特別会計決算、議案第12号平成20年度辰野町老人保健医療特別会計決算、議案第13号平成20年度町立辰野総合病院事業会計決算、議案第14号平成20年度辰野町介護老人保健施設特別会計決算、議案第16号平成20年度辰野町介護保険特別会計決算認定の件、以上を各常任委員会に付託することに決しました。日程第19、議案第17号辰野町赤羽介護予防センター設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長

議案第17号辰野町赤羽介護予防センター設置及び管理に関する条例の制定について提案理由のご説明を申し上げます。赤羽地区における高齢者を対象とした介護予防事業や高齢者等の交流を深める拠点として設置いたしました、辰野町赤羽介護予

防センターを地方自治法第 244 条の 2 の規定に基づき、辰野町赤羽介護予防センターの設置及び管理に関する条例を制定したいものでございます。以上提案理由をご説明申し上げましたので、ご審議のうえ原案可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長

ここで質疑を行います。委員会に付託する関係もありますので、総括的な問題について質疑を行います。

(質疑 なし)

○議長

質疑を終結します。お諮りいたします。議案第 17 号については、会議規則第 37 条の規定により社会福祉教育常任委員会に付託したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第 17 号については、社会福祉教育常任委員に付託することに決しました。日程第 20、議案第 18 号町立辰野総合病院設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明をもとめます。

○辰野病院事務長

議案第 18 号町立辰野総合病院設置等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由をご説明申し上げます。この 6 月に辰野町訪問看護ステーションが辰野病院に移転しました。辰野病院の一般病床の変更許可に伴い町立辰野総合病院設置等に関する条例の一部を改正するものであります。以上提案理由をご説明申し上げます。ご審議のうえ原案可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長

ここで質疑を行います。委員会に付託する関係もありますので総括的な問題について質疑を行います。

(質疑 なし)

○議長

質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第 18 号については、会議規則第

37条の規定により社会福祉教育常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第18号については、社会福祉教育常任委員に付託することに決しました。日程第21、議案第19号辰野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○消防署長

それでは議案第19号辰野町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について提案理由のご説明を申し上げます。今回の改正は平成21年5月1日に消防法の一部を改正する法律が消防車の搬送及び受け入れの迅速かつ適正な実施を図るため、都道府県が消防車の搬送及び受け入れの実施基準を定めるとともに、当該実施基準に関する協議等を行うための消防機関、医療機関等を構成員とする協議会を設置する必要があると公布されまして、10月30日の施行となっております。この一部改正で条の追加が行われたことに伴い、改正前の消防法の条項を引用している辰野町消防団員等公務災害補償条例の一部改正が必要になります。改正の対象になる箇所は第2条中の「第35条の7第1項」を「第35条の10第1項」に変更するものであり、内容に変更はございません。以上議案第19号の提案理由の説明をさせていただきます。ご審議のうえ原案可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結します。これより議案第19号辰野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第19号は原案のとおり可決されました。日程第



22、議案第20号平成21年度辰野町一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町 長

それでは平成21年度辰野町一般会計補正予算（第4号）を提案するにあたりまして、提案の理由を申し上げます。今回の補正予算は開発公社振興負担金、町税還付金、子育て応援手当、小学校耐震診断、西小学校用地取得、及び沢底・樋口地区災害復旧工事などの補正予算であります。この補正総額は2億8,915万8,000円の追加であり予算総額は80億81万8,000円となりました。その概要を申し上げますと歳入につきましては、普通交付税、負担金、国・県支出金、繰入金、繰越金及び地方債等の増額補正であります。歳出につきましては、総務費では開発公社振興負担金、法人町民税過誤納還付金及び選挙用備品の購入費等であります。民生費では、介護保険会計への繰出金、宮木・南湯舟介護予防センターの備品購入、福祉医療制度見直しに伴う扶助費の増額及び国の一次補正により創設された子育て応援手当等であります。衛生費では、臨時職員の賃金、妊婦健診の充実を図るため健診委託料の増額、女性特有のがん検診推進事業等であります。農林水産業費では、地籍調査事業における小野地区の地籍測量の業務、水源林造成事業及び林道西部線等の補修工事等であります。商工費では、ほたる童謡公園安全防护柵設置工事等であります。土木費では、樹木粉碎機の購入及び町道の改良工事等であります。教育費では、教育委員会費において南小学校・川島小学校の耐震診断、西小学校用地の取得、理科教育備品の購入、中学校費では辰野中学校の耐震設計委託料、社会教育費では美術館における特別事業の経費、埋蔵文化財の試掘経費及び町民会館屋上の防水シートの補修工事等であります。災害復旧費では、沢底地区を中心とした林道・作業道及び河川等の復旧工事等であります。以上のとおり補正予算の概要を申し上げましたが、必要に応じて関係課長より説明いたさせますので、ご審議のうえ可決くださいますようお願いいたします。以上であります。

○議 長

本案は議案調査のため自宅審査に付し、最終日採決として議事を進行いたします。日程第23、議案第21号平成21年度辰野町上水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第21号平成21年度辰野町上水道事業会計補正予算（第2号）につきまして提案理由をご説明申し上げます。1ページをご覧ください。収益的収入及び支出を補正するものでありまして、収入は第1款水道事業収益100万円を追加、3億4,374万7,000円としました。内訳は営業収益で100万円を追加3億3,446万9,000円としました。支出につきましては第1款水道事業費用で100万円を追加、3億4,374万7,000円とし内訳は営業費用で100万円を増額し2億9,496万9,000円としました。2ページをご覧ください。資本的収入及び支出を補正するものでありまして、収入につきましては第1款資本的収入で250万円を追加、872万円としました、支出は第1款資本的支出で1,250万円を追加し1億1,792万8,000円とし内訳は建設改良費で1,250万円増額し5,072万円としました。詳細について申し上げます。7ページをご覧ください。収益的収入では水道事業収益で100万円を追加し3億4,374万7,000円とし給水工事収益として100万円を追加いたしました。これは長野県からの西天竜水路改修に伴う水管橋架け替え工事の補償料であります。8ページをご覧ください。支出では水道事業費用として100万円を追加し、3億4,374万7,000円とし委託料として50万円を工事請負費として50万円を追加しました。これは西天竜水路改修工事に伴う水管橋の実施設計費及び水管橋の撤去工事費であります。9ページをご覧ください。資本的収入では負担金で250万円を追加し872万円としました。これは西天竜水路改修工事に伴う長野県からの水管橋架け替え工事の補償金であります。10ページをご覧ください。支出では浄水施設改良事業費を650万円追加し、2,350万円としました。これは災害が起きた沢底浄水場を今後土砂災害から守るため浄水場の周りにコンクリート擁壁工事を設置する工事及び使用電柱の補償料であります。配水設備改良事業費を600万円追加し2,022万円としました。これは西天竜水路改修に伴う水管橋架け替え工事費であります。以上提案理由を申し上げます。ご審議のうえ原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

（質疑、討論 なし）

○議長

質疑、討論を終結します。これより議案第21号平成21年度辰野町上水道事業会計

補正予算（第2号）についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議長

異議なしと認めます。よって議案第21号は原案のとおり可決されました。日程第24、議案第22号平成21年度辰野町公共下水道特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第22号平成21年度辰野町公共下水道特別会計補正予算（第1号）につきまして提案理由を説明申し上げます。1ページをお開きください。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ157万円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ11億3,928万4,000円とするものであります。詳細について申し上げます。6ページをご覧ください。歳入につきましては繰越金を157万円増額しました。7ページをご覧ください。需用費の内、修繕料を123万円、原材料費を34万円増額しました。これにつきましては当初予定をしていない上平出マンホールポンプなどの補償が発生したための増額補正であります。以上提案理由を申し上げます。慎重審議のうえ原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

（質疑、討論 なし）

○議長

質疑、討論を終結します。これより議案第22号平成21年度辰野町公共下水道特別会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議長

異議なしと認めます。よって議案第22号は原案のとおり可決されました。日程第25、議案第23号平成21年度辰野町農業集落排水処理施設特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第23号平成21年度辰野町農業集落排水処理施設特別会計補正予算（第1号）につきまして提案理由を申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ93万3,000円を増額し、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ1億2,459万6,000円とするものであります。詳細について申し上げます。6ページをご覧ください。歳入では農業集落排水事業分担金を上横川地区で93万3,000円増額し156万3,000円としました。7ページをご覧ください。歳出では上横川地区水処理施設管理費で93万3,000円増額し519万5,000円としました。これは新規公共マスの設置工事費であります。以上提案理由を申し上げます。ご審議のうえ原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

○船木（7番）

7ページの新規公共マスのその設置というのは何箇所です？お尋ねします。

○建設水道課長

横川地区に1件新築の家がございまして件数は1件でございます。

○議長

ほかにごございますか。

（なし）

○議長

質疑、討論を終結します。これより議案第23号平成21年度辰野町農業集落排水処理施設特別会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議長

異議なしと認めます。よって議案第23号は原案のとおり可決されました。日程第26、議案第24号平成21年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第24号平成21年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。1ページをご覧くださいと思います。歳入歳出予算の総額

をそれぞれ1億3,349万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ20億7,534万円とするものであります。内容につきましては6ページをご覧くださいと思います。歳入であります。国庫負担金、療養給付費等負担金の内、現年度分は老人保健医療費拠出金が不用となったことに伴い国庫負担金441万7,000円の減額、過年度分につきましては平成20年度の療養給付費実績が確定したことによる追加交付1,160万4,000円の増額補正であります。国庫補助金、介護従事者処遇改善臨時特例交付金は、介護従事者の処遇改善を図るという介護報酬改定の趣旨等に鑑み、この改訂に伴う介護保険料の上昇を抑制すること等の財政措置として各医療保険者が支出する介護納付金の一部を負担するもので、単年度限りの補助金でありまして149万9,000円の増額補正であります。続きまして7ページをご覧ください。前期高齢者交付金につきましては、社会保険診療報酬支払基金から確定値が示され、1億2,247万1,000円の増額補正であります。続きまして8ページをご覧ください。県支出金につきましても社会保険診療報酬支払基金から確定値が示され、老人保健医療費拠出金が不用となったことに伴い普通調整交付金75万7,000円の減額補正であります。続きまして9ページをご覧ください。諸収入は、老人保健拠出金精算による還付金309万5,000円の増額補正であります。続きまして歳出の方にまいります。10ページの保険給付費になりますけれども一般被保険者療養給付費は1,160万4,000円の増額補正であります。11ページの後期高齢者支援金等につきましても社会保険診療報酬支払基金から確定値が示され、956万7,000円の増額補正であります。続いて12ページの前期高齢者納付金につきましてもやはり社会保険診療報酬支払基金から確定値が示され、40万2,000円の増額補正であります。13ページの老人保健拠出金につきましてもやはり社会保険診療報酬支払基金から確定値が示され、当初予算計上額全額不用となり517万4,000円の減額補正であります。14ページの介護納付金につきましても、納付額の確定により455万3,000円の増額補正であります。そのうち149万9,000円は歳入で説明したとおり、介護従事者処遇改善臨時特例交付金として国からの補助金であるため財源の組み替えを行ったものであります。続きまして15ページの諸支出金、療養給付費交付金償還金は平成20年度の退職者医療交付金の精算確定により交付金の返還金612万8,000円の増額補正であります。高額療養費特別支給金は、後期高齢者医療制度が創設されたことに伴い、高額医療費が未支給になってしまっている方のための特別支給金20万円の増額

補正であります。続きまして16ページの予備費であります。歳入の増額に伴って1億621万5,000円を増額補正するものであります。以上提案理由を申し上げました。ご審議のうえ、原案承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

○船木（7番）

6ページ、14ページに関連するんですけども、149万9,000円の臨時特例交付金、これはどういう根拠でこの数字が出てきているんですか。

○住民税務課長

これは国の方から示されておりますけれども、介護者の処遇改善ということで3%っていいですか、増というようなことの中でその改善をするようにということの中でこれを給付金の中に入れて予算を組んでおります。

○船木（7番）

3%については分かるんですけども、その3%そのもの掛けるのいくつという数で出てくるんですか。

○住民税務課長

これは国の方から公布された、決定された額でありますので算出根拠についてはこちらでは分からないところであります。以上であります。

○議長

ほかにございますか。

○根橋（9番）

7ページで前期高齢者交付金1億1200万余が入ってくるんですが、歳出の方で12ページですけどもこれは最初に項目事業で説明のところ、前期高齢者交付金納付金、その次後期高齢者支援金ってあるんですけども、多分これは前期の間違いだと思いますがそれを確認したいということですけども、ここでは40万2,000円で後全部殆どがその予備費へ1億600万余っていうことになっているんですけども、これはどういう、ここで歳入と歳出の関係がちょっとよく分からないんですがどうして予備費の方へ廻るんでしょうか。

○住民税務課長

前期高齢者ということでありましてけれども、前期高齢者というのは65歳から74歳

までの高齢者の方を退職を契機に、会社の退職を契機に市町村の国保に加入されてくるわけでありませけれども、その関係でこれは普通永年に国保に加入されている方は国保をずっと負担をしているわけでありませけれども、退職された方はそれ以前はそれぞれの組合保険とか会社の保険で健康保険等に加入してて、それが退職すると同時に国民健康保険の方に加入してくるわけですがけれども、それをずーっと長年入っていた方と、そういった退職の方とを調整するという意味で前期高齢者に対して前期高齢者財政調整制度というのが平成20年の後期高齢者の制度に伴って、その制度が導入されたことによってそれぞれの今まで入っていました、そういった各保険者から加入数に応じて負担金をいただくというような制度でございますけれども、その関係によって前期高齢者に対する財政措置ということでこの額が国の方から入ってきているわけでありませ。以上でありませ。

○議長

よろしいですか。

○根橋（9番）

そうすると国の方から入ってきた1億余ってというのは歳出の方ってというのは、最終的に予備費で見ていると思うんですが、最終的なこの執行見通しといいますかそれはどこにどういうふうになるんですか。

○住民税務課長

今回のこの前期高齢者の交付金につきましては20年度の決算から見ますと4億8,000万の決算がありますけれども収入でありますけれども、今回5億5,000万円ということで約7,000万円の増額ということで、これにつきましては確定通知が社会保険診療報酬支払基金から決定通知がまいりましたけれども、この7,000万円の増については想定外というようなことであります。しかしながら今回の歳入の増につきましては各歳出項目の決定基準あるいは20年度の決算状況見ながら、この歳出分については対応しましたけれども、20年度においては歳入不足で4,000万円の基金を取り崩しておりますので、引き続き基金に積み立てるということでありますけれども、現在の状況は不況による保険税の減少あるいは徴収率が減ということ、またインフルエンザ等の流行の兆しが見えるというようなこと、そういう中で医療費も更なる増加が懸念されるものですから、今回にとりあえず予備費に計上してもちろん、歳出の削減ができれば年度最終日は基金に積立等の関係を考えたいと思いま

す。なお前期高齢者の構築システムを平成22年から精算が始まり精算による返還または還付が生じるような仕組みになってまいりますので、今後の状況を見ながら対応は考えていきたいと、そういうふうと考えております。以上であります。

○議長

ほかにございますか。

(なし)

○議長

質疑、討論を終結します。これより議案第24号平成21年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第24号は原案のとおり可決されました。日程第27、議案第25号平成21年度辰野町介護老人保健施設特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○福寿苑事務長

それでは議案第25号平成21年度辰野町介護老人保健施設特別会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。1ページをお開きください。今回は歳入歳出それぞれ112万7,000円の減額補正をお願いし、歳入歳出の総額を2億4,862万3,000円とするものであります。それではその内容を申し上げます。6ページをお開きください。まず歳入では平成20年度の決算によりまして発生しました繰越金ですが、当初見込みを下回ったため224万2,000円の減額補正をするものであります。続いて7ページをお開きください。サービス収入の内、利用者負担額について当年度内に収入にならなかった分を過年度分として予算計上したものであります。次に歳出ですが、8ページをお開きください。厳しい経営状況の中で歳入に不足を生じる部分につきまして歳出の抑制をするものであり、需用費の内、燃料費及び賄い材料費を減額し、加えて使用料、備品購入費についても同様に減額するものであります。以上提案理由を申し上げます。ご審議のうえ原案可決くださいますようお願いいたします。

○議長



これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結します。これより議案第25号平成21年度辰野町介護老人保健施設特別会計補正予算(第1号)についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第25号は原案のとおり可決されました。日程第28、議案第26号平成21年度辰野町介護保険特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長

議案第26号平成21年度辰野町介護保険特別会計補正予算(第1号)の提案理由をご説明申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ942万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ14億826万1,000円とするものでございます。内容につきましては6ページをご覧ください。歳入でございますが、一般会計繰入金100万3,000円と基金繰入金842万3,000円の増額でございます。次に歳出でございますが7ページをご覧ください。総務管理費の内、一般管理費100万3,000円の増額は臨時職員の賃金等でございます。趣旨普及費は80万円の増額でございます。8ページのサービス給付費等諸費762万3,000円は介護従事者処遇改善臨時特例基金から繰入れ、サービス給付費を増額するものでございます。以上提案理由をご説明申し上げます。ご審議のうえ原案可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長

本案は議案調査のため自宅審査に付し、最終日採決として議事を進行いたします。ここで暫時休憩をします。なお再開時間は11時40分といたします。

休憩開始 11時 27分

再開時間 11時 40分

○議長

休憩前に引き続き再開いたします。日程第29、議案第27号長野県市町村総合事務

組合を組織する市町村数の減少についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○総務課長

議案第27号長野県市町村総合事務組合を組織する市町村数の減少について、提案理由を申し上げます。この組合は非常勤職員の公務災害の補償に関する事務ですとか職員の退職手当に関する事務を共同運営している組合でございますが、上水内郡信州新町及び同郡中条村が長野市との合併に伴い平成22年の1月1日付けで、その区域が長野市に編入されることによりまして、長野県市町村総合事務組合を組織する市町村数が62市町村から60市町村に減少するものでありまして、地方自治法第290条の規定によりまして議会の議決を求めるものでございます。以上提案理由を申し上げます。よろしくご審議のうえ原案可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結します。これより議案第27号長野県市町村総合事務組合を組織する市町村数の減少についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第27号は原案のとおり可決されました。日程第30、議案第28号長野県市町村自治振興組合を組織する市町村数の減少についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○総務課長

議案第28号長野県市町村自治振興組合を組織する市町村数の減少につきまして提案理由を申し上げます。この一部事務組合は長野県自治会館の設置及び管理運営に関する事務、それと市町村が共同して行います電子自治体の推進に関する事務を共同運営している組合でございますが、上水内郡信州新町及び同郡中条村が長野市との合併に伴いまして平成22年1月1日付けでその区域が長野市に編入されることに

より、長野県市町村自治振興組合を組織する市町村数が80市町村から78市町村に減少するものでありまして、地方自治法第290条の規定に基づきまして議会の議決を求めるものでございます。以上提案理由を申し上げました。よろしくご審議のうえ原案可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結します。これより議案第28号長野県市町村自治振興組合を組織する市町村数の減少についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第28号は原案のとおり可決されました。日程第31、議案第29号長野県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数を減少することについてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第29号長野県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数を減少することについて提案理由の説明を申し上げます。辰野町が加入している長野県後期高齢者医療広域連合を組織する市町村の合併に伴い、同広域連合を組織する地方公共団体の数が減少することについて、地方自治法第291条の3第1項の規定により県知事の許可を受ける必要があるため、同法第291条の11の規定により議会の議決をお願いするものであります。具体的には平成21年3月31日の阿智村・清内路村の合併並びに平成22年1月1日の長野市・信州新町・中条村の合併に伴い、同広域連合を組織する地方公共団体の数が減少します。なお阿智村・清内路村の合併に伴う数の減少については、市町村の合併の特例等に関する法律第14条第1項を適用して、合併の日から起算して6箇月を経過する日までに県知事の許可を受けるものであります。以上提案理由を申し上げます。ご審議のうえ原案可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結します。これより議案第29号長野県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数を減少することについてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第29号は原案のとおり可決されました。日程第32、議案第30号両小野国保病院組合規約の一部を変更する規約についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第30号両小野国保病院組合規約の一部を変更する規約について提案理由を申し上げます。今回の規約の一部変更は、本年4月1日より両小野国保病院を廃止し、両小野国保診療所として運営をしておりますけれども、財務形態を引き続き地方公営企業法の規定に基づき同法に定める財務規定を適用するためのものであります。本則に新たに第13条として地方公営企業法の一部適用を加えるものであります。以上提案理由を申し上げます。ご審議のうえ、原案どおり可決いただきますようお願いいたします。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結します。これより議案第30号両小野国保病院組合規約の一部を変更する規約についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第30号は原案のとおり可決されました。日程第33、議案第31号辰野町公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長

議案第31号辰野町公の施設の指定管理者の指定につきまして提案理由をご説明申し上げます。辰野町公の施設の指定管理者を指定するために地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。辰野町赤羽介護予防センターにつきましては、赤羽区へ平成21年10月1日から平成26年3月31日までお願いするものでございます。なお以後協定により延長することができるというものでございます。以上提案理由をご説明申し上げましたのでご審議のうえ、原案可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長

ここで質疑を行います。委員会に付託する関係もありますので総括的な問題について質疑を行います。

(質疑なし)

○議長

質疑を終結します。お諮りいたします。議案第31号については、会議規則第37条の規定により社会福祉教育常任委員会に付託したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第31号については、社会福祉教育常任委員に付託することに決しました。日程第34、議案第32号新型インフルエンザ対策医療機器購入契約についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○まちづくり政策課長

議案第32号新型インフルエンザ対策医療機器購入契約につきまして提案理由を説明申し上げます。新型インフルエンザ対策医療機器購入につきましては平成21年8月の19日指名競争入札に付しました結果、落札者が決定しましたので購入契約を締結したため辰野町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。契約の目的は新型インフルエンザ対策医療機器購入一式、契約の方法は指名競争入札、契約金額は1,951万9,500円、契約の相手方は諏訪市大字三ツ俣5709番地31、ハトヤメディカ

ルサポート株式会社でございます。なお指名競争入札の応札者は4者でありました。以上提案理由を申し上げました。内容につきましては辰野病院事務長から説明申し上げますので、ご審議のうえ原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○辰野病院事務長

それでは新型インフルエンザ対策医療機器について内容をご説明申し上げます。人工呼吸器4台、同人工呼吸器対応のコンプレッサ4台、それから患者感知装置、親機が1台、それから子機が3台であります。それと次亜塩素酸水精製機ということで併せて4機種であります。以上説明です。よろしくお願いたします。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

○山岸（13番）

この新型インフルエンザは、年寄りよりも若い人が罹りやすいと、その中でも重症化していく人は子ども、小さい子どもが多いと言われております。一方この人工呼吸器、一般のものは子どもに対応できないというふうにちょっと聞いているんですけども、今度買おうとしているこの人工呼吸器の対応っていうのはどのくらいの子どもたちまで対応できるものでしょうか。

○辰野病院事務長

概ねであります。体重で20kg以上の者について可能ということでもありますので、小学生くらいから大丈夫なものだと理解しております。

○山岸（13番）

小学生、っていうか小さい子ども5歳以下の子どもの重症化率が高いと言われておりますけども、そういう子どもが出た場合の対応というのはどのように考えますでしょうか。

○辰野病院事務長

5歳児等の対応であります。現在辰野病院には常勤医師おりませんのでその対応についてはできません。伊那中央病院、近隣の病院等と連絡を取りながらの対応になると考えております。

○議 長

他にございますか。

（な し）

○議 長

質疑、討論を終結します。これより議案第32号新型インフルエンザ対策医療機器購入契約についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第32号は原案のとおり可決されました。日程第35、議案第33号辰野町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町 長

それでは議案第33号辰野町教育委員会委員の任命についての説明を申し上げます。本議案は任期満了により新たに教育委員の任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条1項の規定により議会の同意をお願いするものであります。平成21年9月30日をもって現、堀内三郎教育委員の任期が満了いたします。堀内委員は任命以来二期教育委員長として町の教育行政に心血を注いでいただき心より御礼を申し上げます。今回新たに三輪憲昭氏を適任者と認め任命しようとするものであります。三輪憲昭氏におかれましては県教育委員会専門主事、伊那教育事務所生涯学習課長、また各小中学校長を歴任され活躍された中で学校教育、生涯学習等幅広く豊かな見識があり教育行政にご尽力をいただき教育委員として適任と考えます。三輪憲昭氏の任命についてご審議のうえご同意下さいますようお願いし提案説明といたします。

○議 長

これより質疑を行います。ありませんか。

(質疑 なし)

○議 長

質疑を終結します。これより議案第33号辰野町教育委員会委員の任命についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり同意するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第33号は原案のとおり同意することに決しました。日程第36、報告第1号地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく平成20年度財政指標等の報告を求めます。

○まちづくり政策課長

それでは報告第1号につきまして地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく平成20年度財政指標等の報告につきまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定によりまして報告を申し上げます。現在まだ、暫定値となっておりますので、確定につきましては11月の予定でございますが、県の指導等終わっておりますので概ねこの数字でいけるかというように思いますので、お含みをいただきたいというように思います。

まず1ページでございます。実質赤字比率でございますが一般会計等を対象としました実質赤字額の標準財政規模に対する割合でございます。標準財政規模は左下段にあります当町では55億556万2,000円でございます。標準財政規模につきましては、地方自治体が標準的な状態の時に通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すものでございます。この実質赤字比率につきましては赤字額が出ておりませんので－（バー）表示となっております。続きまして次の欄の連結実質赤字比率でございますが、町の全会計を対象としました連結実質赤字額の標準財政規模に対する割合でございます。こちらも赤字が出ておりませんので－（バー）表示となっております。次の欄の実質公債費比率でございますが、一般会計等が負担をいたします元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する割合でございます。これは3箇年の平均でございますが18.2％となっております。昨年に比べまして2.5ポイント改善されております。次の欄の将来負担比率でございますが一般会計等が将来負担すべき地方債残高、債務負担行為等及び企業会計等の他会計の実質的な負債額の標準財政規模に対する割合でございます。この比率は92.5％となりまして、昨年度に比べまして10.4ポイント改善をされております。次の行でございます。この法律に規定されます早期健全化基準は実質赤字比率は14.69％、連結実質赤字比率につきましては19.69％でこれらの基準につきましては、標準財政規模によりますので当町の基準となっております。実質公債費比率は25.0％、将来負担比率は



350.0%となっております。次の行の財政再生基準につきましてですが、実質赤字比率は20.0%、連結実質赤字比率は40.0%で実質公債費比率は35.0%という基準でございますけれども、早期健全化基準及び財政再生基準いずれの基準につきましても辰野町は基準値を下回っておりますので、財政指標から健全財政といえると言えます。続きまして裏面の2ページをご覧をいただきたいと思っております。こちらにつきましては平成20年度公営企業会計におけます、資金不足比率につきまして地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定によりまして、報告をさせていただくものでございます。こちらも暫定値となっておりますのでお含みをいただきたいと思っております。

一番左の欄、及び次の欄でございますけれども、辰野町は法適用企業は上水道事業会計と辰野総合病院会計の2会計でございます。次の欄の資金不足額、余剰額欄は2会計ともに余剰額でございます、上水道事業会計では3億9,732万4,000円、病院事業会計では2億8,194万8,000円の余剰額となっておりますので、右から2列目の欄ですが資金不足比率は-（バー）表示となっております。また一番右の欄の経営健全化基準はいずれの会計も20.0%でございます。次に法非適用企業でございますが当町では、簡易水道他5会計が適用となっておりますけれども各会計ともに資金不足額は出ておりませんので-（バー）表示となっております。また経営健全化基準も20.0%となっております。以上が地方公共団体の財政健全化に関する法律に基づく平成20年度決算に基づいた数値でございますので、財政指標等の報告とさせていただきます。

○議長

ただ今報告がありました、報告事項でありますので特にここで聞いておきたいという点に限って質疑を行います。

（質疑 なし）

○議長

質疑を終結します。日程第37、請願・陳情についてを議題とします。請願・陳情については、あらかじめ文書表を配付してありますので、事務局長に文書表を朗読いたさせます。

○議会事務局長

（請願・陳情文書表朗読）

○議 長

以上、請願・陳情 5 件については、所管の委員会へ審査を付託することにいたします。以上で、本日の日程は全部終了いたしました。本日の会議はこれにて散会いたします。大変ご苦勞さまでした。

1 1 . 閉会の時期

9 月 2 日 12 時 05 分 散会